様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年2月27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　3010001034943  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中長期事業戦略構想 | | 公表日 | 2020年7月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所： <https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/>  文書URL： <https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/pdf/JPN_Business_Strategy_Framework.pdf>  記載箇所：P.4, P.11, P.30, P.31, P.34,P.35 | | 記載内容抜粋 | **企業経営の方向性（経営ビジョン）**  「2050年 サステナブルなソリューションカンパニーとして社会価値・顧客価値を持続的に提供している会社へ」をビジョンとして設定 (P.4)  **情報処理技術の活用の方向性**  ・リアル×デジタルでDXを推進し、タイヤと"つながる"ことによる価値を創造(P.11)  ・タイヤデータを活用し、高付加価値を提供するタイヤセントリックソリューション事業の推進(P.30、P.31)  ・タイヤデータ/モビリティデータを活用し、新しい価値を提供するモビリティソリューション事業の推進(P.34、P.35) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 中長期事業戦略構想は取締役会により承認済み |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①2030年 長期戦略アスピレーション  ②統合報告2024 | | 公表日 | ①2022年8月31日  ②2024年6月28日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①2030年 長期戦略アスピレーション<https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/pdf/JPN_lsa20220831_script.pdf>  記載箇所：P.38,45,46  ②統合報告2024 <https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/integrated_report/pdf/2024/ir2024_spread.pdf> | | 記載内容抜粋 | * 独自のリアル×デジタルプラットフォームを活用して断トツソリューションを提供 (①2030年 長期戦略アスピレーション P.38) * ソリューション事業では、タイヤデータや車両データを収集、分析してお客様のオペレーションの生産性向上や経済価値の最大化に貢献 (①2030年 長期戦略アスピレーション P.45,46) | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は取締役会で承認された方針に基づき作成され、公開文書に記載されている事項となる |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②統合報告2024 記載箇所：P.40、P.41、P.100 | | 記載内容抜粋 | * グローバル戦略とリージョナル戦略の整合性担保、かつ効果・効率を最大化するため横串機能を設置しGlobal CDXO(Chief Digital Transformation Officer)を任命(P.100) * イノベーション拠点「Bridgestone Innovation Park」を本格稼働。社会価値・顧客価値の創造に向けて産官学のパートナーと共同研究を推進。(P.41) * DXを支えるグローバルデジタル人財を社内研修の充実や大学などのパートナーとの共創を通じて2023年 約1600人、2026年に2000人レベルに拡充することを計画。(P.40) |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①2030年 長期戦略アスピレーション 記載箇所：P.38 | | 記載内容抜粋 | マイクロソフト社、アマゾン社とグローバルレベルで協業し、両社のクラウドプラットフォームを活用してソリューション事業におけるデータ価値の増幅を推進 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①2030年 長期戦略アスピレーション  ②中期事業計画(2024-2026) | | 公表日 | ①2022年8月31日  ②2024年3月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①2030年 長期戦略アスピレーション<https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/pdf/JPN_lsa20220831_script.pdf>  記載箇所：P.51  ②中期事業計画(2024-2026) <https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/pdf/jpn_mbp20240301_01.pdf> 記載箇所：P.22、P.40、P.42 | | 記載内容抜粋 | ①ソリューション事業について、2022年の売上約1.1兆円から2030年に2兆円レベルへの拡大を目指す(P.51)  ②ソリューション事業含む各事業の計画・進捗を定期的に報告(P.22、P.40、P.42) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年8月31日 | | 発信方法 | 発信方法： Global CEOによるオンライン会見およびホームページでの文書掲載  公表場所： <https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/>  文書名： 2030年 長期戦略アスピレーション  文書URL： <https://www.bridgestone.co.jp/ir/library/strategy/pdf/JPN_lsa20220831_script.pdf> 記載箇所：P.35、P.38、P.51 | | 発信内容 | * デジタル・センシング・AI制御を導入し、バリューチェーン全体を繋ぎ新たな価値を創出する次世代モノづくりプラットフォームの構築を目指す(P.35) * 独自のリアル×デジタルプラットフォームを活用して断トツソリューションを提供、ソリューション事業として2022年の売上約1.1兆円から2030年に2兆円レベルへの拡大を目指す(P.38、51) |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月～2025年1月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己診断を実施し、申請時の添付資料として提出 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2005年5月 ～ 継続実施中 | | 実施内容 | 当社グループではグローバルITセキュリティ部門を設置し、グローバル共通のITセキュリティポリシーに基づき、各SBU(Strategic Business Unit)のITセキュリティチームと連携して対策を実施している。   * 内部監査を実施し、グループ全体のITセキュリティを強化 * 標的型攻撃をはじめとする高度なサイバー攻撃対策として、万が一ITセキュリティ事故が発生した際にも迅速に対応できるグローバルでの体制整備を構築 * 不審なメールを検知する機能やWebサイトのセキュリティ、ネットワークなどの監視を強化 * 2022年には、グローバルサイバーリスクコミッティーを設立。部門横断的にサイバーレジリエンスに取り組み、ITプログラムやシステムの戦略と実行において、グローバルで調整を実施   日本では、ブリヂストン及び国内グループ会社は、チーフインフォメーションデジタルオフィサー(CIDO)を統括責任者として、お客様の個人情報をはじめとする機密情報の漏えいの防止など様々なITセキュリティ対策を体系的に進めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。